

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	毎年度作成している学生便覧に掲載し、教職員及び学生に配布している。	教員会議での説明や研修会での理解度の確認に加え、全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備	令和7年10月
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	学生へのいじめアンケート内容の検討及び回答を基に情報共有した。いじめの相談・通報を受けた時には、臨時開催の委員会で対応方針等を協議している。	引き続き定期的に開催	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	スクールソーシャルワーカーによる講習を実施。	引き続き定期的に開催	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	メール、教員会議等で全教職員に周知した。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させる	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年度当初に基本計画を周知した。HPに掲載。	教員会議でいじめ防止プログラムの説明を実施する	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	一人で抱え込むことがないように適切かつ迅速にいじめ対策委員会へ報告するよう徹底した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生相談室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止等基本計画に重大事態の定義や役割が明記されており、周知されている。	引き続き年度当初に定期的な周知を行う	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	グループウェアを活用し、学生の実態を即座に把握できる体制を構築している。	引き続き日常的な情報共有を行う	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和6年度末に取り組みを検証し、令和7年度の防止プログラムに反映した。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	全学生アンケート2回(5月、10月)の実施、1年生対象クレベリン検査実施し1年生全員面談、全学生対象K6の高得点者の全員面談、全学生個人面談の計4回(1年生5回)を実施した。気がかりな学生については教職員間で情報を共有し、学級担任及び学生相談室が随時学生と面談したり、保護者に連絡している。	毎回アンケートの設問を見直し、「いじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問にしている。また、別のアンケートでは学生がアンケートに回答することで、いじめの定義や理解が深まるような工夫を行った。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	カウンセラー等から得た情報は学生相談室で共有し、必要な場合は委員会にも参加している。	令和7年度は構成員に弁護士も加えている。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ問題に詳しい弁護士による1、2学年対象のいじめ防止対策に関する講演会実施。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめ防止に関する研修会やいじめアンケート調査で「いじめの定義」やどのような行為がいじめに該当するのか具体的な事例を紹介し、理解を深めてもらっている。	研修後、理解度を図るために学生アンケートを実施した。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	実施できなかった。講習会で、傍観者が果たすべき役割について意識啓発を行った。	引き続き学生の主体的な取組がされるような働きかけを行う。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学生便覧及びHPIに掲載し周知した。	保護者会等において学校におけるいじめ防止の取組を説明する。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き行う	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議にて説明を実施。	引き続き外部の有識者等で構成される会議で説明し、意見を聞く。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有する。	事案発生時に速やかな連携がとれるよう、連絡体制と連絡部署の確認を行った。	